

令和8年度 新潟県文化活動推進事業補助金 Q & A
（県民文化活動推進事業（通常枠））

【1 対象事業について】

Q1-1 どのような事業が補助対象となりますか。

A1-1

補助金の交付対象に該当する事業、該当しない事業の例は、次のとおりです。

【該当する事業例】

- ①アマチュアオーケストラ・吹奏楽団・合唱団・劇団の公演／アマチュア美術家団体の展示会 等
- ②自主企画によるプロの演奏家のレクチャーコンサート／プロと県内楽団の合同コンサート／プロの作品とアマチュアの作品の合同展示会／アマチュアオーケストラとアマチュア合唱団の合同コンサート／アマチュア劇団の合同演劇祭 等
- ③新作オペラ・ミュージカルの制作と初演／新作演劇の制作と初演／市民劇団の創設と初公演／市民吹奏楽団の創設と初公演／新規広域的絵画コンクールの実施／新規広域的芸術祭の実施 等
- ④初心者体験コーナーのついた公演／技術指導会のついた公演／レクチャーコンサート／幼稚園、小中学校、各種施設等訪問演奏会等のアウトリーチ活動 等

※上記で該当する事業であっても、体験コーナー・技術指導などによる人材育成や、学校・各種施設への訪問公演、または講習会やプレセミナーなどの学習機会を合わせて実施するなど、地域との交流の場を提供する事業から優先的に評価するため、審査の結果によって助成の対象とならない場合もあります。

【該当しない事業例】

- ①営利を目的としたプロの音楽家による公演／プロの美術家の作品の展示／借用した作品の展示 等
- ②音楽事務所等によって企画されたコンサートの買い取り／プロの劇団が企画・制作・公演する演劇／特定の音楽家または美術家の単なる演奏会又は作品展等
- ③習い事などの発表会や市町村の祭り等
- ④1回だけで終わり、継続的に実施又は活動する見込みのない事業等

Q1-2 オンラインで配信する事業は補助対象となりますか。

A1-2

オンライン配信のみを行う事業は本補助金の交付対象外です。

Q1-3 複数会場において異なる日程で行う一連の事業を実施する場合、全て補助対象となりますか。

A1-3

複数の会場で行う事業や同一の会場で連続しない日程で行う事業であっても、一連の事業であれば補助対象となります。

【2 補助金額、対象経費等について】

Q2-1 補助金額はいくらですか。

A2-1

補助対象経費の1/3以内（千円未満切捨て）です。ただし、補助対象経費から入場料等の収入を控除した額を上限とします。

補助限度額は、10万円以上100万円以下です。

Q2-2 補助対象とならない経費にはどのようなものがありますか。

A2-2

補助対象となる経費は「補助事業を実施するために直接要する経費」です。例えば、光熱水費等の団体運営費や団体の概要パンフレット等、直接事業に関与しない経費は補助対象外です。補助対象経費及び補助対象外経費については、募集要項の別表1及び別表2をご確認ください。

Q2-3 国、他の地方公共団体等の補助金あるいは助成金を受けている場合は補助対象になりますか。

A2-3

国、他の地方公共団体等の補助金あるいは助成金を受けている事業であっても補助対象となります。

ただし、同一の経費について、補助金等の交付を受けている場合は補助対象経費となりません。

Q2-4 実行委員会の構成員である市町村から負担金を受けている場合は、補助対象となりますか。

A2-4

実行委員会が、その構成員である市町村から負担金を得ている場合であっても補助金交付の対象となります。また、構成員である市町村からの負担金は自己資金とみなすことから補助対象経費から控除する収入とはなりません。

Q2-5 市町村等から施設使用料及び付属設備使用料の減免を受けている場合は補助対象となりますか。

A2-5

市町村等から減免を受けている場合は、減免後の施設使用料等を対象経費とします。

Q2-6 交付決定後に、申請書の経費の内容や金額の変更はできますか。

A2-6

事業費の20%に相当する額を超えない軽微な変更及び補助金の額に影響しない場合を除き、報告が必要です。

なお、事業内容の大幅な変更や交付決定額の増額はできません。

Q2-7 補助対象経費には消費税も含まれますか。

A2-7

消費税を含みます。ただし、交付要綱に規定する消費税等仕入控除税額が発生する補助対象者においては、消費税及び地方消費税を除外して提出することができます。

申請時に提出する事業計画（別記様式第3号の1）において、「消費税等込」又は「消費税等抜」のいずれかを選択して報告してください。

Q2-8 交付決定日以前に支払った経費は補助対象となりますか。

A2-8

補助対象年度に契約したものであれば、交付決定日以前に支払った経費も対象となります。

なお、施設利用料については、補助期間の事業で使用するものであれば、利用施設の規定により、補助対象年度以前に契約又は支払いをしたものであっても補助対象となります。

【3 申請について】

Q3-1 申請者は誰になりますか。

A3-1

実施する事業について、補助対象経費を負担し、補助対象事業の責任を負っている主催者から申請をお願いします。

なお、補助対象者の要件である「新潟県内の地方公共団体及び新潟県内に活動の本拠を有する文化団体又は各種団体若しくは文化事業を実施するために組織された実行委員会等」に該当するかは、申請いただく主催者について判断します。

Q3-2 申請は何度でもできますか。

A3-2

同一年度内で1団体につき1つとします。県民文化活動推進事業（次世代育成枠）と同時に申請することはできません。

なお、「県民文化活動支援事業（通常枠）」は、同一団体が連続3回交付を受けたら、翌年度から3年間は申請できません。

Q3-3 申請受付の先後による採択の優先はありますか。

A3-3

ありません。

Q3-4 応募が多い場合、補助対象とする事業の優先順位はありますか。

A3-4

募集要項「12 審査及び通知」で示す観点で審査を行い、予算の範囲内で評価の高い事業を優先して補助します。

Q3-5 交付申請書の添付書類に「施設利用許可書の写し（予約状況を確認できるもの）」とあるが、料金を支払わなければ正式な契約とならず、利用施設から書類が何も発行されない場合は、どうしたらよいですか。

Q3-5

仮予約票など、予約を確認できるものを交付できないか利用施設にご確認ください。利用施設で書類を発行することが難しい場合は、県担当にご相談ください。

Q3-6 交付申請書の添付書類に「対象経費に係る見積書又は金額を確認できるもの」とありますが、見積書が発行されない場合はどうしたらよいですか。

A3-6

見積書が発行されない場合は、インターネット販売サイトの画面やチラシ等の写し、既に購入済の物品等については、領収書の写し等金額が確認できるものを添付してください。

Q3-7 「収支予算書」とはどのようなものですか。

Q3-7

収支予算書は、実施を予定している事業について、本補助金に申請する経費を含めた全体経費を把握するためのものです。収支予算書（別記様式第4号の1）に収入及び支出の各項目、金額について記載をお願いします。

なお、消費税を含むか含まないかについては、Q2-7を参照してください。

【4 領収書等の証拠書類について】

Q4-1 レシート、領収書に品名が記載されていない場合はどうしたらよいですか。

A4-1

提出する領収書等の余白に、収支決算書（別記様式第11号の1）の補助対象経費欄に記載した内訳を赤字で記入してください。

Q4-2 領収書に、複数商品名が書かれており、個別金額が不明な場合はどうしたらよいですか。

A4-2

請求明細書等、内訳が確認できる書類を添付してください。

そうした書類がなければ、提出する領収書の余白に、収支決算書（別記様式第11号の1）の補助対象経費欄に記載した内訳を赤字で全て記入してください。

その際、収支決算書（別記様式第11号の1）の補助対象経費欄の該当する内訳の合計金額が領収書の金額と一致するかをご確認ください。

Q4-3 口座振込、クレジットカード等により支払ったため、領収書がない場合はどうしたらよいですか。

A4-3

振込が確認できる通帳の該当ページの写し、クレジットカードの利用明細書など、支払いを行ったことが分かる書類を添付してください。

金額しか確認できない場合は、上記のほか、請求明細書など、支出の内訳が分かる書類を添付してください。